

農業農村整備事業

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（公共）

【2, 112(2, 067)百万円】

対策のポイント

土地改良区による農業水利施設の管理体制について、農業農村をとりまく情勢の変化に対応するため、地域住民やNPOなど多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図ります。

<背景／課題>

- ・国が整備したダム、頭首工、ポンプ場、水路等農業水利施設の多くは国有財産として土地改良区に管理委託をしています。これらの施設は適切な維持管理が行われることにより、多面的機能を発揮しています。
- ・農業水利施設の発揮する多面的機能に対する地域の期待は依然として高い一方で、大規模・少数の担い手を中心となって農地の大宗を耕作する農業構造への変化に伴い、農業水利施設の管理・操作は高度化・複雑化しています。
- ・また、施設の老朽化が進行する中、近年頻発する異常気象や突発事故時に対応した厳格な管理が求められており、国土強靱化・インフラ長寿命化の取組を進める観点からも、施設管理者である土地改良区の公的役割は増大しています。
- ・これらに対応していくためには、地域住民等を含めた非農家の管理参画の枠組を構築しつつ、安定的な管理体制を整備・強化していく必要があります。

政策目標

農業水利施設の戦略的な保全管理

<主な内容>（下線部は拡充内容）

土地改良区による農業水利施設の管理体制について、地域住民等の多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図るため、以下の活動に対する助成を行います。

- ① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動
- ② 管理体制整備・強化に対する支援
- ③ 管理体制整備の促進に向け、突発事故・異常気象に対応するための調査・計画策定や、必要となる施設整備（予防保全・省エネルギー化対策、地域防災対策等）の実施（なお、③のうち予防保全対策は、管理体制の強化に資する内容に重点化して実施）

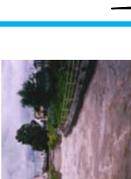
補助率：1／2

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区

事業実施期間：平成30年度～平成34年度

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-1363）]

国営造成施設の管理を取りまく状況

都市化・混住化 	過疎化・高齢化 	施設の老朽化 	集中豪雨の増加 
ゴミ処理等管理負担の増大	集落機能の低下	維持管理費の増嵩	防災意識の高まり

地域住民等と連携した管理体制を構築（平成12年～29年度）

地域住民、NPO等をはじめとする多様な主体との協定締結により、安定的な管理体制を構築。



これからの取組

これまでの取組の成果

- 各地区で策定された管理体制整備計画における目標について、達成状況を数値化した平成24年度から達成率は向上しているが、更なる取組が必要
- 目標の8割を達成した地区の割合 (H24→H27) 管理体制の強化 18%→44%
- 管理水準の向上 27%→54%
- 管理費用の分担 18%→40%

新たな課題

- 大規模・少数の担い手が農地の大宗を耕作する農業構造への変化に伴い、農業水利施設の管理、操作は高度化・複雑化。
- 近年頻発している異常気象・突発事故に対応するためのより厳格な管理が求められるなど、公的役割も増大。



拡充内容（平成30年度～）

- 新たな課題を踏まえた目標の達成に向け、事業実施期間を延長
平成30年度～平成34年度（5年間）
- 不測の事態への対応の強化
- 左記事業内容①について、管理体制整備計画に関係者と連携した突発事故・異常気象対応に関する目標を追加し、取組を支援
- 左記事業内容③について、突発事故・異常気象に対応するため
の調査・計画策定等を追加し、取組を支援
- 左記事業内容③のうち、予防保全対策を管理体制の強化に資する内容に重点化

事業実施主体

要件

補助率

事業内容

事業実施期間

都道府県、市町村、土地改良区等

国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯渠営造成施設を管理する土地改良区の取組を支援。

1/2

①管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動、②管理体制整備・強化に対する支援、③体制整備の促進に向けた施設の整備（予防保全・省エネルギー対策、地域防災対策等）等に対する支援

平成12年度～平成29年度

農業農村整備事業

水資源機構かんがい排水事業（公共）

【4, 180（4, 275）百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給）し、水利用の安定と合理化を図ります。

<背景／課題>

- ・水資源開発水系（利根川・荒川等7水系）では、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水の安定供給を必要としています。
- ・このため、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の新築及び改築を適切に実施することにより、用水の安定供給を確保する必要があります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. 水資源機構かんがい排水事業

採択に当たっては、原則として国営かんがい排水事業（内地）等に準じます。

2. 水資源開発施設等緊急対策事業

水資源開発施設等を対象に、突発事故等不測の事態発生に対し、原因究明等調査の結果に基づく施設の機能保全を目的とした整備を実施します。

採択に当たっては、受益面積・末端支配面積が500ha以上（畑にあっては100ha以上）（重要度・緊急性の高い施設にあっては末端支配面積100ha以上）とします。

3. 耐震対策の一体的実施

防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震対策を上記1. 2. の事業と一体的に実施します。

採択に当たっては、1. 2. の事業に同じ。（必要な耐震性を有していない重要な施設の耐震対策については、末端支配面積300ha以上）

4. 農地防災事業

採択に当たっては、原則として国営総合農地防災事業（内地）等に準じます。

補助率：1. について、2/3、70%、1/2
2. 3. について、2/3
4. について、2/3、70%、1/2
事業実施主体：独立行政法人水資源機構

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3501-5604）]

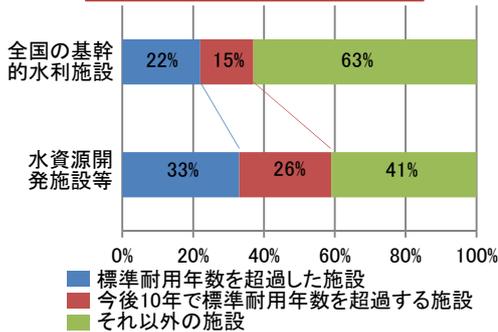
水資源機構かんがい排水事業（水資源開発施設等緊急対策事業）（拡充）

○不測の事態への対策を強化するため、施設の機能保全を目的とした整備を適時適切に実施する必要。

現状

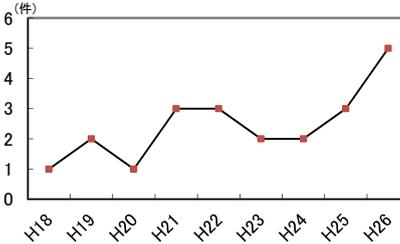
- 水資源開発施設等のうち、標準耐用年数を超過した施設は約3割に達しており、全国平均と比べ老朽化が進行。今後10年で標準耐用年数を超過する施設は59%に及び老朽化がさらに進行。
- 管水路破裂等の突発事故が多発化傾向。第三者被害も発生。

施設の老朽化の進行



突発事故の発生

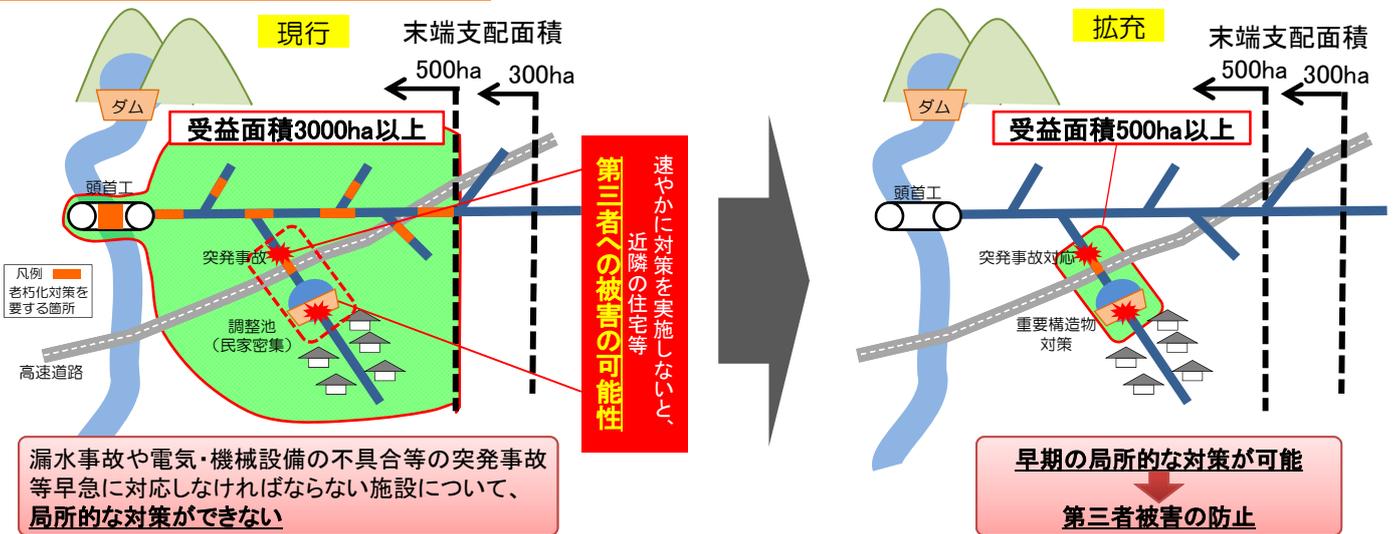
○利根川・荒川水系における水資源開発施設の漏水事故件数の推移



突発事故対応の流れ



突発事故対応＜施設の機能保全＞



事業内容

1. 内容

- 不測の事態が発生した施設における原因究明等調査の結果に基づく施設の機能保全を目的とした整備
- 補助率：2/3 **【国営施設応急対策事業の事業内容のうち、対策事業の部分のみ】**

2. 実施要件

- 受益面積：末端支配面積：500ha以上（畑にあっては100ha以上）
（重要度・緊急性の高い施設にあっては末端支配面積100ha以上） **【国営施設応急対策事業に同じ】**

3. 実施主体 独立行政法人水資源機構

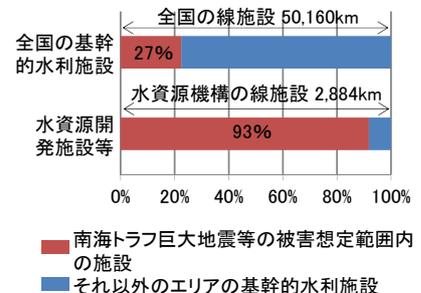
水資源機構かんがい排水事業（耐震対策の一体的実施）（拡充）

○防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震対策をかんがい排水事業による施設の更新と併せて一体的に実施する必要。

現状

- 水資源開発施設等のほとんどが南海トラフ地震防災対策推進地域等の区域内に存在。
- 被害想定エリア内には、防災上重要な施設が多数存在。

地震災害リスクの高まり



防災・減災<国土強靱化>

H26

南海トラフ地震防災対策
推進基本計画策定

耐震照査

H29年度末までに実施予定は

例) 愛知用水 三好池(受益面積631ha)



・施設の直下に防災活動拠点や小学校、大型商業施設、市役所等があり、大規模地震が発生した際、周辺への影響が極めて甚大。

防災上重要な施設で耐震性を有していないことが判明

早急に対策を実施する必要

拡充内容

○大規模地震対策の実施に当たり、現行の制度では3,000ha以上の受益面積が必要となることから、局所的な耐震対策が機動的に実施できないため、末端支配面積300ha以上の施設の耐震対策を水資源機構かんがい排水事業による施設の更新と併せて一体的に実施。



事業内容

1. 内容

- 防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震対策を水資源機構かんがい排水事業及び水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に実施。
- 補助率：2/3 **【国営かんがい排水事業と一体的に実施する耐震対策と同様】**

2. 実施要件

- 受益面積、末端支配面積：水資源機構かんがい排水事業及び水資源開発施設等緊急対策事業に同じ
(必要な耐震性を有していない重要な施設の耐震化整備については、末端支配面積300ha以上)

【国営かんがい排水事業と一体的に実施する耐震対策と同様】

3. 実施主体

独立行政法人水資源機構

農山漁村地域整備交付金（公共）

【91,650（101,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>（下線部は農村振興局関連事業の拡充内容）

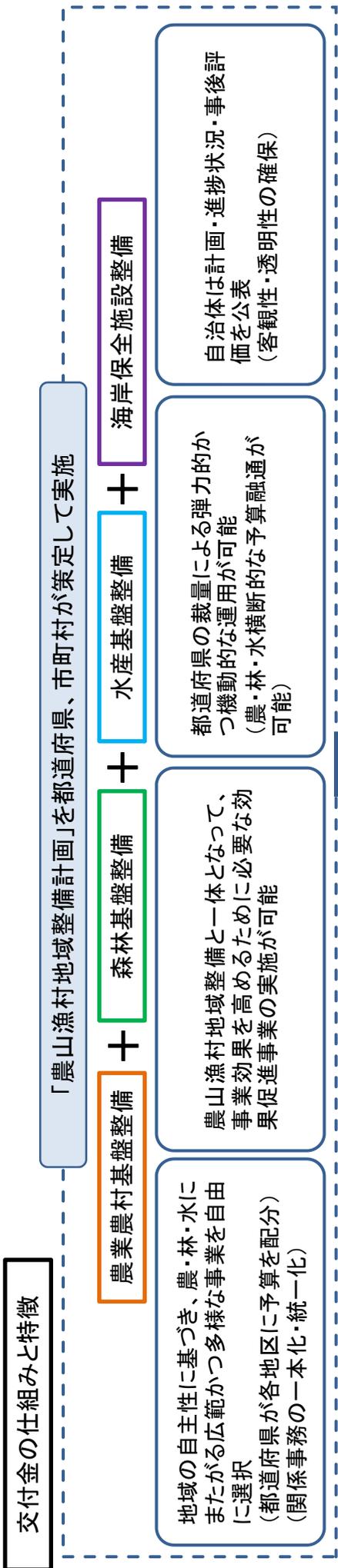
1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
このうち、農業農村分野においては、分かりやすい事業体系とするため各事業を大括り化します。
3. 農村集落基盤再編・整備事業
中山間地域における基盤整備と耕作放棄地対策を総合的に実施できるよう、農村集落基盤再編・整備事業と農地環境整備事業を統合します。
4. 農地整備事業（通作条件整備）及び農業集落排水事業
農道及び農業集落排水施設の計画的な保全対策を推進するため、農地整備事業（通作条件整備）及び農業集落排水事業における保全対策の実施要件に個別施設計画の策定を追加します。

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課（03-6744-2200）]

農山漁村地域整備交付金

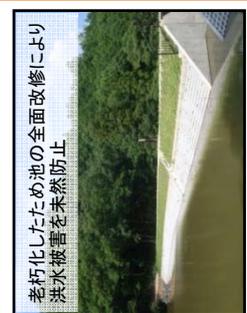
- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。



地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

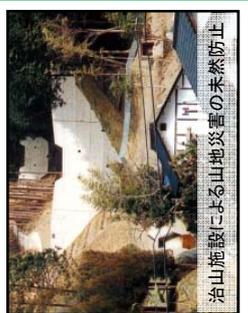
【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



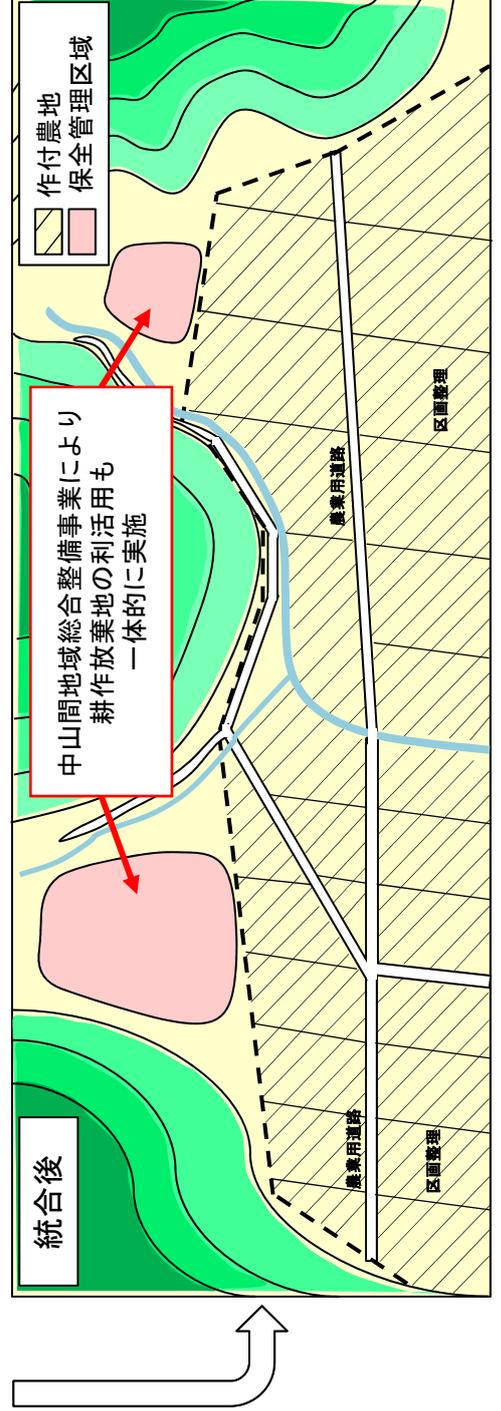
【海岸保全施設整備】



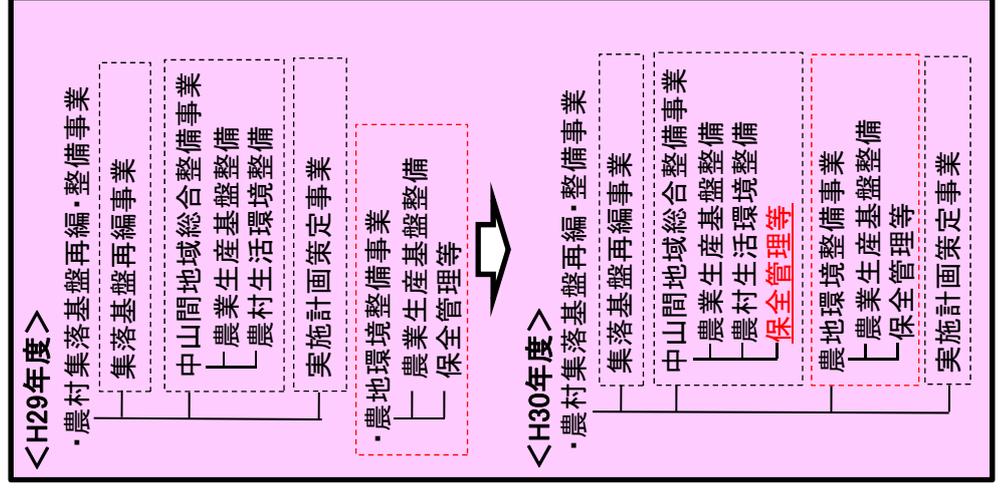
農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業と農地環境整備事業の統合）

- 近年、特に中山間地域において、農業生産条件の不利性や高齢化、担い手不足等により耕作放棄地が増加しており、荒廃した農地が原因となって、鳥獣害、病虫害、病虫害、土砂崩れ等の被害が多く発生し、問題となっている。
- このため、中山間地域における基盤整備と耕作放棄地対策を総合的に実施することで、より効率的・効果的な整備が可能となるよう、従来の農村集落基盤再編・整備事業と農地環境整備事業を統合する。

中山間地域における基盤整備と耕作放棄地対策の総合的な実施



事業の統合



海岸事業（農地海岸）（公共）

【3, 289(3, 289)百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、海岸堤防等が十分に整備されていない農地海岸は約5割に及びます。
- ・特に海抜ゼロメートル地帯に位置する有明海沿岸地域では、近年、高潮等に伴う浸水被害が頻発しており、災害リスクが増大しています。
- ・このため、海岸事業を行うことにより沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【約37%（平成26年度末）→約57%（平成32年度末）】

<主な内容>

国土保全上、特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わり、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業 3, 280(3, 280)百万円
国費率：2/3等
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199）]

災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【7,913（8,005）百万円】

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域の早期復旧により、**農業生産活動の維持と農業経営の安定**を図り、さらには**国土の保全及び農村地域の安全性を向上**させることが必要です。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

- 1. 直轄農業用施設災害復旧事業** **130（721）百万円**
国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省65／100、北海道・離島・奄美85／100、沖縄90／100
（但し、農家1戸当たりの事業費により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 2. 特定災害復旧等海岸工事** **15（842）百万円**
「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」等に基づき、国が被災地方公共団体に代わって、海岸保全施設の復旧等を実施します。
国費率：2／3
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 3. 直轄地すべり防止施設災害復旧事業** **13（13）百万円**
「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省2／3、北海道4／5
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 4. 農業用施設災害復旧事業** **4,767（4,047）百万円**
農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。
補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65／100、沖縄80／100
（但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

5. 農地災害復旧事業 2,960(2,335)百万円

農地(水田、畑等)の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50/100、沖縄80/100
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、
激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

6. 海岸保全施設等災害復旧事業 28(47)百万円

「海岸法(昭和31年法律第101号)」により指定されている海岸保全区域において、
農地の保全に係る海岸保全施設(堤防、護岸、突堤等)の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法(昭和33年法律30号)」により指定されている地すべり防止区
域において、農地の保全に係る地すべり防止施設(排水施設、擁壁、土留工等)の
災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省2/3、北海道・離島・奄美・沖縄4/5
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により補助率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局防災課(03-6744-2211)]

災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【250（158）百万円】

対策のポイント

災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強等を行います。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域において、災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築、補強等を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性を向上させる必要があります。

政策目標

災害復旧と併せた再度災害の防止及び速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

災害復旧事業に併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- 農業用施設災害関連事業
- ため池災害関連特別対策事業
- 特殊地下壕対策事業
- 農地災害関連区画整備事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- 災害関連緊急地すべり対策事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

〔国費率、補助率：2／3、1／2等〕
〔事業実施主体：国、地方公共団体等〕

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]

